

大阪狭山市国民保護計画の変更について（概要版）

1 計画の目的及び変更の趣旨

大阪狭山市では、武力攻撃等から市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最少となるよう、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的として、平成19年3月に「大阪狭山市国民保護計画」を策定いたしました。

それ以降、国が定める「基本指針」の変更や「事態対処法」等の改正に伴い、昨年4月には「大阪府国民保護計画」が変更されました。本市においても、これらの変更に基づき計画を修正するとともに、地域防災計画との整合を図るなど、所要の事項も併せて変更を行いました。

2 作成の経緯

平成15年6月	武力攻撃事態対処法	成立
平成16年6月	国民保護法	成立
平成17年3月	国の基本指針	閣議決定
平成18年1月	大阪府国民保護計画	策定
平成19年3月	大阪狭山市国民保護計画	策定

3 大阪狭山市国民保護計画の構成

各編の構成と主な内容

第1編 「総論」	・ 事態対処法制、・ 基本方針、・ 国や地方公共団体等の責務及び業務、・ 本市の地理的・社会的特徴、 ・ 対象とする武力攻撃事態（4類型）等
第2編 「武力攻撃事態等への対処」	・ 実施体制の確立（対策本部の設置等） ・ 住民の避難（警報、避難の指示、避難誘導等） ・ 避難住民の救援（施設・食糧・医療の提供、安否情報の収集・提供） ・ 武力攻撃災害への対処（応急措置等の実施、生活関連等施設の安全確保、NBC攻撃の災害対処等） ・ 市民生活の安定
第3編 「平素からの備え」	・ 組織、体制の整備、・ 関係機関との連携、 ・ 研修、・ 訓練、・ 物資及び資材の備蓄・整備等
第4編 「復旧等」	・ 施設の応急復旧、・ 武力攻撃災害の復旧、 ・ 国民保護に要した費用の支弁、 ・ 市民の権利、利益の救済等、

4	大阪狭山市国民保護計画の主な変更点
---	-------------------

1. 「国民の保護に関する基本指針」(平成17年閣議決定)の変更に伴うもの

核攻撃に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

「核攻撃時においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の非難退域時検査及び簡易除染、その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、措置を講じる必要がある。」の記載を追加

【第1編 第5章 第3節 1 核兵器を用いた攻撃(P29)】

現地調整所の設置

「市対策本部長(市長)は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、府警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、関係機関の間の連絡調整を図る。」の記載を追加

【第2編 第1章 第2節 2 市現地対策本部の設置(P44)】

武力攻撃事態等合同対策協議会

「国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長(市長)または市対策本部長(市長)の指名する副本部長若しくは本部員が出席する。」の記載を追加

【第2編 第1章 第3節 1 国・府の対策本部との連携(P45)】

警報及び緊急通報の伝達・通知方法

警報等を伝達する手段として、「1 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net) 2 全国瞬時警報システム(J-ALERT) 防災行政無線、ホームページ、電子メール(登録制メール及び緊急速報メール/エリアメール) ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等」の記載を追加

【第2編 第2章 第1節 1 警報(P51)】

大規模集客施設等における避難

「大規模集客施設及び旅客輸送関連施設についても、市長は、知事の要請を受け、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な措置をとるものとする。」の記載を追加

【第2編 第2章 第2節 1 避難の指示(P56)】

弾道ミサイル発射時の対応

「弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動ができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。」の記載を追加

【第2編 第2章 第3節 4 事態想定を踏まえた避難（P64）】

3 安否情報システムの運用開始

「市は、安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行うものとする。」の記載を追加

【第3編 第1章 第2節 安否情報システムの利用（P84）】

府が行う避難施設の指定への協力

「府が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど府に協力する。」の記載を追加

【第2編 第3章 第2節 2 府との連携（P109）】

訓練

「警察、自衛隊等との連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練について、大勢の市民が利用する施設を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするように努める。」の記載を追加

【第3編 第1章 第6節 訓練（P113）】

2．大阪狭山市地域防災計画及び機構改革との整合

国民保護対策本部の予備施設の確保

「庁舎が被災した場合など対策本部を庁舎内に開設できない場合は、文化会館（SAYAKAホール）に本部を開設する。」を「敷地内及びあらかじめ指定した予備施設において市対策本部を開設する。」に記載を変更

【第2編 第1章 第2節 1 市国民保護対策本部の設置（P43）】

市役所の機構改革に伴う部局の名称・業務の変更

平成29年4月の機構改革の実施による組織の再編、統合に伴い、各部局が担当する国民保護業務を見直すとともに、地域防災計画に示す業務との整合性を図るように変更

【第3編 第1章 第1節 1 各部局における業務（P106～107）】

3．統計資料の時点修正等に伴う数値の更新

地形、気候、人口、交通等のデータを最新の数値に変更

【第1編 第4章 第1～4節 市の地理的、社会的特徴（P18～21）】

4．名称・用語の変更・整理

「武力攻撃事態対処」を「事態対処」に変更

「武力攻撃事態対処法」の改正に伴い、「武力攻撃事態対処法」を「事態対処法」に、「武力攻撃事態等対策本部」を「事態等対策本部」に変更

【第1編 第1章 第2節 1 事態対処法制（P1他）】

「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に変更

「災害対策基本法」の改正に伴い、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に変更

【第2編 第2章 第1節 1 避難行動要支援者への伝達（P52他）】

「市民」と「住民」の用語の使い分け

【解説：「国民保護法」では、「国民の生命、財産を守る」など国民一般を対象とするときには「国民」を、避難誘導の対象となる特定の区域の国民を指すときには「住民」を使用していることから、変更案においても市民一般を指すときには「市民」を、避難誘導時の「住民の避難」、「避難住民」や特定の区域の市民を指す場合は「住民」を使用。】

【用語の解説】

1 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

官邸から関係機関に、緊急情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。配信先ではアラーム等により注意喚起される。

2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村の同報系の防災行政無線を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

3 安否情報システム

国及び地方公共団体が安否情報（個人の生死及び負傷の程度、避難住民の所在等）の収集・提供する事務処理を効率的に行うため開発したものであり、「入力」、「整理」、「報告」及び「提供」の4つ機能がある。